

仙台市議会議員の政務調査費(03年4月分)の違法支出が確定！

～市議会は猛省して使途基準の厳格化を～

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 十河 弘

仙台市議会の政務調査費支出は大変不明朗です。

しかも、オンブズマンが問題提起をしても自浄能力はなく、住民訴訟への対応も極めて不当です。争える部分は徹底して争って引き延ばしを図ったため、本件では解決まで実に6年も要しました。

この事件は、仙台市議会の03年4月分（選挙期間中）の政務調査費の違法支出について、オンブズマンが市長を相手に、当時の6会派と無所属市議1人に対し、計約1192万円を返還させるよう求めた住民訴訟です。結論として、本年10月2日最高裁判決で、約470万円を返還請求するよう命じていた高裁判決が確定しました（オンブズマンの勝訴！）。経過と勝訴判決の内容は以下のとおりです。

オンブズマンは、政務調査費が統一地方選の選挙活動に流用されたことなどを理由として03年10月に提訴しました。オンブズマンが「選挙期間中の全部の支出が違法だ」と特定したことに対して、05年1月仙台地裁は「特定性がない」として訴えを却下しましたが、05年10月仙台高裁は「特定性はある」と正当に判断しました。ところが、この仙台高裁の判断を不服として、仙台市は上告受理申立をしました。最高裁は06年3月、仙台高裁の判断を支持し、地裁での差戻審の審理が再開しました。地裁での実質審理の末、08年3月、地裁は2会派と無所属市議に約477万円を

返還請求するよう命じ、これに対して双方が控訴していたところ、高裁判決は、08年11月、5会派と無所属市議1人に対して、約470万円を返還請求するよう命じました。

この高裁判決では、選挙期間中の臨時調査研究補助者の人件費全額が違法と断罪され、事務機器のリース費用、パソコンやBSチューナー取り付け費なども支出の半額が違法だと判断されました。また、高裁は支出の按分を認めなかった地裁判決を見直してこれを認め、「半月は選挙活動に専念した事情や支出の性質・金額、総支出額に占める割合などを総合考慮

し、一見して不自然な支出額は使途基準外を推認させ、適切な反証がなければ違法支出とみなされる」と判示しました。返還を命じられた会派と金



オンブズマン

No.31 / 2009年12月15日(火)

発行 仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンティアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267
<http://sendai-ombuds.net/>
e-mail:s-ombuds@nifty.com

額は、みらい仙台約113万円、民主フォーラム約280万円、自由民主党・市民会議約46万円、社民党仙台市議団約12万円、グローバルネット仙台約7万円、無所属（屋代光一市議）約13万円でした。違法認定に多少の不満は残るもの、立証責任の考え方などは一定程度評価できるものと判断し、オンブズマンは上告を見送りました。

ところが、無所属市議が上告し、それに伴い最高裁で審理が続くことになりましたが、本年10月2日、上告が棄却され、08年11月の高裁判決が確定しました。

宮城県議会では政務調査費の使途基準を厳格に定め、本年4月から運用を開始しました。また、

宮城県議会では不十分ながらも費用弁償についても見直しをして支給額を圧縮しました。他方で、仙台市議会は未だに政務調査費の使途基準をきちんと整備しておらず、各会派のルーズな使用を許し続けています。また、費用弁償制度についても放置し、出席1日あたり1万円を受領し続けています。仙台市議会には自浄能力は皆無と言わざるを得ません。最高裁の判断を真摯に受け止めるならば、政務調査費に厳格な使途基準を作つてそれを各会派に遵守させ、領収書や報告書を完備して市民に公開することが必要です。また、費用弁償についても、廃止を含めた早急な見直しが必要です。

宮城県・仙台市非常勤行政委員月額報酬 支払い差し止めの訴訟を提起

仙台市民オンブズマン
弁護士 齋藤 拓生

本年5月15日、非常勤行政委員の月額報酬は、勤務実態に照らして不当であるとして、宮城県非常勤行政委員月額報酬の支払い差し止めを求める住民監査請求の申立を行いましたが、宮城県監査委員は、差し止めを認めませんでした。そこで、7月17日、宮城県の非常勤行政委員の月額報酬支払い差し止め訴訟を提起いたしました。今回の提訴

では、とくに報酬が高額である選挙管理委員、教育委員、労働委員（いずれも20万円程度）、及び収用委員（約17万円）の4つの委員に限定して、早期決着を目指すことにしました。

仙台市については、7月8日に住民監査請求の申立をしましたが、9月3日に棄却されましたので、9月29日に県と同趣旨の住民訴訟を提起しました。対象は、監査委員（報酬約30万円）、人事委員、教育委員、市選挙管理委員（いずれも約

20万円）、区選挙管理委員（約10万円）です。

大津地裁では、本年1月22日、すでに非常勤行政委員の月額報酬の支払い差し止めを認める判決が言い渡されています。仙台地裁でも、報酬額と勤務実態との著しい乖離状況を明らかにしながら、同様の勝訴判決を獲得したいと思っています。



直轄事業負担金訴訟について

仙台市民オンブズマン
弁護士 松澤陽明

国が国道や河川の建設・改修や維持管理を行った場合、国は地元自治体に対し、その費用の一定割合を負担金として請求することが、道路法や河川法に規定されています。この負担金を直轄事業負担金といいます。これまでこの負担金は、明細もなく請求され、地方自治体も請求内容の確認もせずに支払いをしていました。今年3月頃から請求内容が明らかになり、京都府知事が、「工事現場のプレハブ事務所ならよいが国道事務所のビルについてまで負担金を取るのはおかしい」と声をあげるようになりました。

宮城県と仙台市が平成20年度に支払った負担金の中にも、仙台河川国道事務所の移転先の用地取得費が含まれていました。県が約1億5700万円、市が約2600万円です。私たちは、今年7月、この金額を国から取り返せという住民訴訟を県知事と市長に提起しました。

地方財政法12条は、「国の機関の設置、維持及び運営に必要な経費は法律で定めない限り地方公共団体に負担させてはならない」旨規定しています。「河川国道事務所の設置」のための経費は、国道や河川の建設・改修や維持管理の費用とは違います。道路法や河川法で負担の対象となる費用は、実際に建設工事や維持管理に必要な工事費や人件費・事務諸経費などを指すと考えるのが当たり前の法解釈です。きちんとした明文の規定がな

い以上、役所そのものである河川国道事務所の設置に要する費用まで地方自治体に負担させることは許されません。

訴訟には実質的な相手である国（国土交通省）が参加するものと、私たちも被告の県や市も考え



ていましたが、参加していません。第3回の口頭弁論から本格的な法解釈、出先機関の廃止が論議されているのに移転先の用地取得が本当に必要なのかといった点が論争となります。法律にきちんと書かれていないことを利用して作り上げられてきた「制度」を、きちんとした法律の解釈適用によって打ち破ることが必要です。

県警捜査報償費(住民訴訟)で不当判決

仙台市民オンブズマン
弁護士 小野寺信一

県警の平成12年度の捜査報償費に不正支出の

疑いがあるとして、村井嘉浩知事を相手取り、生活保安課長と鉄道警察隊長（いずれも当時）に計約85万円を返還させるよう求めた住民訴訟の控



訴審判決が、平成21年9月10日に下った。

訴訟の前提の監査請求が請求期限を過ぎており「不適法」として訴えを却下した一審判断をそのまま維持する不当判決であった。

控訴審判決は、「財務会計上の行為ではない横領」と「財務会計上の行為である横領」という概念を持ちだし、後者は1年の期間制限に服する（従ってオンブズマンの監査請求は期限切れ）と判断しているが、明らかにおかしい。そもそも、財務会計行為は横領は予想しておらず、「財務会計上の行為である横領」などという概念はあり得ない。存在するのは「財務会計上の行為を装った横領」だけであり、「財務会計上の行為」と「横領行為」は連続して行われていても、峻別されるべきである。

本件で「横領」と評価されるのは、資金前渡職員が捜査員に現金を渡さずに裏金にプールしたことであり、これは財務会計上の行為でも何でもない。単なる横領行為である。会計課長・出納局長から所属長・資金前

渡職員への資金前渡行為（これは財務会計行為である）との横領行為が連続していたとしても、これらを一連のものとして「財務会計上の行為」と捉えることは誤りである。

そもそも、自治体の不正経理はすべて財務会計上の行為を装っている。公金支出の末端において不正が行われた場合に、背後に不正でない財務会計上の行為が控

えていることを理由に、期間制限を及ぼして市民の追及を免れさせるのは不當である。オンブズマンは、平成21年9月18日付で上告受理の申立をした。

回文コーナー 回文士 ほうそうそうほ歩

十二旧暦読み回文

○ 岸の苦屋は四季替えの御神よ來

きしのとまやはしきがえのみかみよこ

鳴睦月白色粹よ はて如月地に吸わし雪水深々
しげむつきしろいきよ はてきさらぎちにすわしゆきみずしんしん

今弥生鳴きつ野狐も偲ぶよ桜か ついと鶯垣去る卯の月
いまやよいなきつのかきもしのぶよさくらか ついとうぐいすかさるうのつき

赤し橘なんか薰る臯月 明るい水無月光るは戸浪須磨の浦
あかしきつなんかかおるさつき あかるいみなづきひかるはとなみすまのうら

蜻蛉が長く渚に彷徨う文月 清き仲葉月盛り
あきつがながくなざにさまようふつき きよきなかはづきさかり

妻と憩えよ暫し酔え恋と 茉莉花咲きつ
つまといこえよしばしよえこいと まつりかさきつ

夢き佳き吉風よ まさに鶯啼くが長月
はかなきよききつうよ まさにさぎなくがながつき

荒鶲の増す湊 遙か引き綱見入るか
あらうのますみなどはるかひきづみいりか

秋津去る丘神無月 鹿秋角うるさきか水宮訪いつ
あきつさるおかんなつきしかあきつのうさきかすいぐうといつ

枯草呼ぶ野霜月の月無い夜 山殷賑沈み消ゆ師走に
からくさよぶのしもつきのつきないよ やまいんしんしづみきゆしわすに

千綺羅裂きては 佳き色々四季紡ぎし
ちぎらさきては よきいろいろしきつむぎ

暦神の描きしは 大和の四季 ○
こよみかみのえがきしは やまとのしき

仙台市議会海外視察逆転敗訴(高裁)

仙台市民オンブズマン代表 十河 弘

本年9月18日（金）、仙台高等裁判所第1民事部（小野貞夫裁判長）はオンブズマン逆転敗訴の判決を下しました。議会の裁量を大幅に認める旧態依然とした不当判決です。同判決は「視察目的との関連性が明確であるとまではいえない見学等が含まれているとしても、それにより視察に要する費用が過大になったとまでは評価できない。」などと議員を擁護する態度が露骨です。「いいかげんな海外視察であっても0点でなければ裁量だから大目に見る」といったものです。納税者の感覚や市民感覚からかけ離れた判断と言わざるを得ません。

オンブズマンは、上告受理を申し立て、同申立理由書の提出を済ませました。ポイントは、「議会の機能を果たすために合理的な必要性がある場合」には「裁量により…派遣す

ることができる」との地方自治法100条13項の解釈です。この「必要性」は、「議会がどのような成果を得るために視察を実施したのか」によって判断すべきですが、本件では視察の成果は皆無と言って差し支えありません。このような視察を「議会の裁量」を免罪符に容認するのか断罪するのか、最高裁の見識が問われます。



県議会海外視察で非常識判決

仙台市民オンブズマン 坂野智憲

県議員は任期中2回120万円の範囲で海外行政視察ができる（現在は1回、100万円以内）。しかしその実態は視察に名を借りた観光旅行そのものだ。そこで平成15年に行われたフランス、アメリカ・カナダ視察等についてその費用の返還を求めて提訴したが、仙台地裁は請求を全て棄却した（本年10月20日）。裁判所はアメリカ・カナダ視察について「当初からアメリカの観光目的で企図されたものであるかのような誤解を与えかねないものであって（中略）その外的的態様は一般的の観光客と大きく異なるものではなく、報告書の

内容も単なる観光の感想にとどまり、県政との関連性が必ずしも明確とは言い難い上、県議の報告書としては不十分な部分が見受けられ、一般の観光旅行と異なるとの批判を受けてもやむを得ない面があったほか（中略）わざわざ現地に行って視察する必要性や意義がなかったのではないかとの疑いを払拭し得ない面があった」と事実認定しながら、「県議として諸外国の観光都市における観光客誘致のための施策等を見聞することが県政に資する面があることもあながち否定できないところであり、（中略）それなりに知識を高めあるいは見聞を広めたことがうかがわれないではなく、そのことが県政に資する可能性も否定しがた

く、一定の成果をあげたといえないこともない」として違法性を否定した。こんな二重否定が連続する文章は見たことがない。内容以前に裁判所の国語力を疑ってしまう。フランス視察については「外形的には、観光目的の見学と区別し難い面があるといわざるを得ない」「それ自体としてはフランスに派遣してまで調査させる合理的必要性に疑惑を生じさせるものといわざるを得ない」「外形的には単なる観光目的の見学と紛らわしい面がある」と事実認定しながら、「その成果については必ずしも十分なものとはいひ難いものの、まったく合理的な必要性のないものであったとまでは談じ難く」として違法性を否定した。つまり裁判所は「県政に資する面が全くなく」「それなりに知識を高めあるいは見聞を広めたことすらうかがわれず」「まったく合理的な必要性のないものであったと談じられる」場合でなければ何をやっても違法ではないというのである。これって一体どんな場合が考えられるのだろう。目的地と全く違



う場所に行ったり、一日中ホテルに籠もって酒を飲んでいたというような極端な場合くらいしか想定できない。議会の裁量の名の下に無制限な観光旅行を許容する判決は許し難いので、オンブズマンは控訴した。

相沢光哉県議再度の不起訴処分について

仙台市民オンブズマン 宇都彰浩

仙台市民オンブズマンは、平成20年3月24日、宮城県議会議員相沢光哉氏を、有印私文書偽造罪、偽証罪等に該当するとして、仙台地方検察庁に告発しましたが、平成21年3月27日、いずれも不起訴処分とされました。これに対し、仙台市民オンブズマンは、平成21年5月13日、検察審査会に審査申立を行ったところ、仙台地方検察審査会は、平成21年7月24日、「検察官の行った検査のみで、上記の不起訴を結論づけるには不十分」であるとして、「本件不起訴処分はいずれも不当である。」との議決を行いました。ところが、検察庁は、平成21年11月27日、相沢県議を再び不起訴処分としました。



起訴処分とされました。これに対し、仙台市民オンブズマンは、平成21年5月13日、検査が不十分であるとして、検察審査会に審査申立を行ったところ、仙台地方検察審査会は、平成21年7月24日、「検察官の行った検査のみで、上記の不起訴を結論づけるには不十分」であるとして、「本件不起訴処分はいずれも不当である。」との議決を行いました。ところが、検察庁は、平成21年11月27日、相沢県議を再び不起訴処分としました。

仙台市民オンブズマンは、検察審査会への審査申立書において、相沢県議の不自然な領収書作成行為を指摘するなどして、告発した事実について十分に検査を尽くした上で相沢県議を不起訴処分としたのか甚だ疑問であると述べていました。しかし、これらの疑問点につき、検察庁が十分検査を行ったうえで再度不起訴処分としたものかは不